

カテゴリ5-通信及び"情報セキュリティ"

パート II. "情報セキュリティ"

注1: "情報セキュリティ"装置、"ソフトウェア"、システム、特定用途用の"電子組立品"、モジュール、集積回路、部分品、又は機能の規制ステータスは、たとえ、それらが他の装置の部分品又は"電子組立品"であっても、カテゴリ5 パートIIにおいて決定される。

注1の注意: 医療の最終用途用に特別に設計した貨物は、カテゴリ5 パートIIの品目を組み込んでいても、カテゴリ5 パートIIのECCNには分類されない。

注2: カテゴリ5 パートIIの暗号製品は、使用者の個人的な使用のため又は職業用具として使用者が携行する場合、許可例外 TMP 又は BAG の条件及び制約に従うことにより、これらの許可例外を適用することができる。

注3: 暗号注釈:

ECCN 5A002 と 5D002 は、以下のすべてに合致する品目については規制しない:

a. 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から、何らの制限を受けず一般向けに販売されていることにより、通常的に入手可能であること:

1. 店頭取引;
2. 郵便による注文取引;
3. 電子取引; 又は
4. 電話による取引;

b. 暗号機能が使用者によって容易に変更できないこと;

c. 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること; かつ

d. 必要に応じて、本注釈の(a)~(c)項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、輸出者の国のしかるべき当局に提出されること。

注3 (暗号注釈) に対する注意: この暗号注釈が適用できる鍵長が 64 ビット超の対称アルゴリズム (又は対称アルゴリズムを実装していない貨物及びソフトウェアの場合には、鍵長が 768 ビット超の非対称アルゴリズム若しくは鍵長が 128 ビット超の楕円暗号アルゴリズム) を使用しているマスマーケット暗号貨物及びソフトウェアについて、ECCN 5A002 又は 5D002 の"EI"及び"NS"規制から除外されるために、あなたは、EAR § 742.15 (b) の要求事項に従って、番号分類請求又は暗号登録を BIS に提出しなければ

ならない。

注4: カテゴリ5-パート2は、"暗号"を組み込んでいる又は使用している品目であって、次のすべての条件を満たすものには適用されない:

a. 品目の主たる機能又は一連の機能が次のいずれにも該当しないもの:

1. "情報セキュリティー"[情報システムのセキュリティ管理];

2. コンピュータ (これらのためのオペレーティングシステム、部品及び部分品を含む);

3. 情報の送信、受信若しくは保存 (娯楽、マスコミュニケーション放送、デジタル著作権管理若しくは医療記録管理を支援するものを除く); 又は

4. ネットワーキング (ネットワークの操作、管理、運用及び構築を含む);

b. 暗号機能がこれらの品目の主たる機能又は一連の機能の支援のためにのみ用いられているもの; 並びに

c. 必要に応じて、上記の a 項及び b 項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出国のしかるべき当局に提示されること。

Technical Note: パリティビットは、鍵長には含めない。

A. システム、装置及び部分品

5A002 "情報セキュリティ"システム、装置及びこれらのための部分品であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: NS、AT、EI

Control(s)

Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、5A002. a. 1、a. 2、a. 5、a. 6、及び a. 9 及び b に適用される。EAR § 742.15 を参照のこと。

許可例外

LVS: Yes (部分品及び補修部品のみについてのみ 500 ドル)。装置については適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

ENC: 特定の EI で規制される貨物については Yes、適格性については EAR § 740.17 を参照のこと。

規制品目リスト

単位: \$値:

関連規制:

(1) 5A002 は、このエントリーの品目欄の注にあ

る(a)、(d)、(e)、(f)、(g)、及び(i)及び(j)項にリストされる貨物については規制しない。これらの貨物は、その代わりに、5A992 に番号分類される。また関連するソフトウェア及び技術は、それぞれ ECCN 5D992 及び 5E992 に番号分類される。

(2) BIS への暗号登録又は BIS による番号分類の後、適格要件を満たすマスマーケット暗号貨物は、“EI”及び“NS”規制から除外される。これらの貨物は ECCN 5A992. c. に番号分類される。EAR § 742. 15(b)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

注：5A002 は以下のいずれかに該当するものについては規制しない。しかし、これらの品目は、その代わりに、5A992 で規制される：

(a) スマートカード及びスマートカード用‘リーダー/ライタ’であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) スマートカード若しくは電子的に読み取り可能な personal document[個人情報] (例えば、token coin[代用硬貨]、e-passport[IC パスポート]) であって、次のいずれかの条件を満たすもの：

a. 暗号機能が、カテゴリ5-パート2の注4若しくはこの注釈のb項からi項で5002から除外される装置若しくはシステムに限定されて使用されるものであって、他のいずれの用途のためにもプログラムの書き換えを行うことができないもの；又は

b. 以下のすべてに該当するもの：

1. 内部に記録された‘個人データ’の保護を可能とするために特別に設計され、かつ限定されたものであること；
2. 公共取引若しくは商業取引又は個人認証のためにのみカスタマイズできるもの又はカスタマイズされたものであること；かつ
3. 暗号機能が使用者によってアクセスできないものであること；

Technical Note：

‘個人データ’には、個々の個人又は事業者に固有のデータ (例えば、蓄積金額及び認証に必要なデータ) を含む。

(2) ‘リーダー/ライタ’であって、この注釈の a. 1. で指定される品目のために特別に設計され、かつ、その品目に限定されたもの；

Technical Note：

‘リーダー/ライタ’には、スマートカードと情報のやりとりができる装置又はネットワークを通して電子的に読み取り可能な文書と情報

のやりとりができる装置を含む。

(b) [Reserved]

注意：以前 5A002 の注(b)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。

(c) [Reserved]

注意：以前 5A002 の注(c)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。

(d) 銀行業務又は‘金融決済業務’のために特別に設計され、かつ、限定された暗号装置；

注意：用語‘金融決済業務’には、料金の徴収及び精算又はクレジット業務を含む。

(e) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末 (例えば、市販の民生用セルラー無線通信システムで使用するもの) であって、他の電話機端末若しくは装置 (無線アクセスネットワーク (RAN) 装置を除く) に暗号化されたデータを直接送信することができないもの、及び RAN 装置 (例えば、無線ネットワーク制御装置 (RNC) 若しくは基地局制御装置 (BSC)) を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの；

(f) コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、無増幅の無線通信 (例えば、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の単一无線区間での通信) の電波到達最長実効距離が、製造業者の仕様書において 400 メートル未満のもの；又は

(g) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末及び同等の無線機端末であって、既に公開又は市販されている暗号標準 (ただし、無断の複製を防止するためのものについては、公開されていないものを含む) のみを実装し、更に暗号注釈 (Category5 Part 2 の注3) の b 項から d 項の条項を満たすもののうち、特定の民生産業用途のために、これらの元々の非カスタマイズ機器の暗号機能に作用しない機能によってカスタマイズされたもの；

(h) [Reserved]

注意：以前 5A002 の注(h)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。

(i) 無線‘パーソナルエリアネットワーク’装置であって、既に公開又は市販されている暗号標準のみを実装したもののうち、その暗号機能が、製造業者の仕様書において公称動作範囲が30メートル以内に限定されているもの；

(j) 5A002. a. 2、5A002. a. 4、5A002. a. 7、又は 5A002. a. 8 で指定される機能を有していない装置であって、5A002. a で指定される暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの：

1. 当該暗号機能を使用することができないもの；又は

2. 当該暗号機能が、“暗号機能有効化”の手段によってのみ使用可能となるもの。

注意：既に“暗号機能有効化”がなされた装置については、5A002.aを参照のこと。

a. “情報セキュリティ”のためのシステム、装置、特定用途用の“電子組立品”、モジュール及び集積回路であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのための部分品であって、“情報セキュリティ”のため特別に設計したもの：

注意：復号化機能を搭載又は使用している衛星航法システム（GNSS）の受信装置の規制に関しては、7A005を参照のこと。

a. 1. デジタル方式の、“暗号処理”技術を用い、認証又はデジタル署名以外の暗号機能を実行するように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの：

Technical Note :

1. 認証及びデジタル署名機能には、これらの関連する鍵管理機能を含む。

2. 認証には、不正なアクセスを防ぐためのパスワード、個人識別番号（PINs）又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外のすべてのアクセス制御機能を含む。

3. “暗号処理”には、“固定式”のデータ圧縮又は符号化技術を含まない。

注：5A002.a.1には、デジタル技術を実装したアナログ方式の“暗号処理”を使用するように設計又は改造した装置を含む。

a. 1. a. 56 ビットを超える鍵長を用いた”対称アルゴリズム”；又は

a. 1. b. アルゴリズムの安全性が以下のいずれかに基づく”非対称アルゴリズム”：

a. 1. b. 1. 512 ビットを超える整数の素因数分解（例えば、RSA）；

a. 1. b. 2. 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算（例えば、有限体上の Diffie-Hellman 方式）；又は

a. 1. b. 3. 5A002.a.1.b.2に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数（例えば、楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式）；

a. 2. 暗号解析機能を行うように設計又は改造したもの；

a. 3. [RESERVED]

a. 4. 健康、安全又は電磁波妨害防止標準で必要な範囲を超えて、情報を伝達する信号の漏洩を防止するように設計又は改造したもの；

a. 5. “スペクトル拡散”のための拡散符号（周波数ホッピングのためのホッピング符号を含む）の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したも

の（5A002.a.6.で規制されるものを除く）；

a. 6. ウルトラワイドバンド変調技術を用いたシステムのためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 6. a. 帯域幅が 500 MHz を超えるもの；又は

a. 6. b. “比帯域幅”[瞬時帯域幅を中心周波数で除した値]が 20% 以上のもの；

a. 7. 非暗号情報通信技術（ICT）セキュリティシステム及びデバイスであって、情報セキュリティ国際評価基準（CC）のクラス EAL-6（評価保証レベル）又は同等の基準を超える保証レベルに評価されたもの；

a. 8. 盗聴を検知するための機械的、電氣的又は電子的手段を有するように設計又は改造した通信ケーブルシステム；

a. 9. ‘量子暗号’を用いるように設計又は改造したもの。

Technical Note :

1. ‘量子暗号’ 物理システムの量子力学的特性（量子光学、量子場理論又は量子電気力学によって明確に規律された物理特性を含む）を測定することにより“暗号”用の共有鍵を確立させるための一連の技術。
2. “量子暗号”は、量子鍵配布（QKD）ともいう。

b. システム、装置、特定用途向け“電子組立品”、モジュール及び集積回路であって、これらを用いることによってのみ、ある品目が 5A002.a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの。

5A992 5A002 により規制されない装置

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可例外

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

単位：\$値

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. 暗号機能を搭載した通信装置及びその他の情報セキュリティ装置。

b. “情報セキュリティ装置”（他のエントリーで特定

されていないもの) (例えば、暗号装置、暗号解析装置及び暗号論理装置であって、他のエントリーで特定されていないもの)並びにこれらの部分品。

c. EAR § 742. 15 (b) に従って BIS が暗号登録を受理した貨物、又は EAR § 742. 15 (b) に従ってマスマーケット暗号貨物であると番号分類された貨物。

B. 試験用、測定用及び製造用の装置

5B002 “情報セキュリティ”の試験用、検査用及び“製造”用の装置であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可例外

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

ENC: 特定の EI で規制される装置については Yes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

単位：\$値

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

- a. 5A002 又は 5B002. b で規制される装置の”開発”又は”製造”のために特別に設計した装置；
- b. 5A002 で規制される装置又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”情報セキュリティ”機能を評価及び検証するために特別に設計した測定装置。

C. 材料 - [Reserved]

D. ソフトウェア

5D002 “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、AT、EI

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002 において EI 理由で規制される装置のための 5D002. a、又は c. 1、又は d に掲げる”ソフトウェア”に適用される。EAR § 742. 15 を参照のこと。

注：暗号ソフトウェアは、その機能の能力の故に規制され、当該ソフトウェアの情報価値の故では規制されない；当該ソフトウェアは、EAR においては、他のソフトウェアと同じ扱いを受けない；そして、輸出許可でいうところにおいて、暗号ソフトウェアは、EAR のもとで、ECCN 5A002 に含まれる貨物と同様に扱われる。

注：このエントリーのもとに番号分類される暗号ソースコードは、たとえ EAR § 734 により一般に入手可能にされたとしても、依然として EAR の対象である。しかし、ECCN5D002 のもとに番号分類される一般に入手可能な暗号オブジェクトコードソフトウェアは、対応するソースコードが EAR § 740. 13 (e) で指定される基準を満たしている場合、EAR の対象とならない (EAR § 734. 3 (b) (3) についても参照のこと)。

許可例外

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

ENC: 特定の EI で規制されるソフトウェアについては Yes、適格性については EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

単位：\$値

関連規制：

(1) このエントリーは、ECCN 5A002 の関連規制欄若しくは Technical Note に基づいて規制除外される装置の”使用”のために必要な”ソフトウェア”、又は ECCN 5A002 に基づく規制から除外される装置のいずれかの機能を提供する”ソフトウェア”については規制しない。このソフトウェアは、ECCN 5D992 に番号分類される。

(2) 暗号登録が BIS に提出された後、又は BIS による番号分類の後に、適格性要件を満たすマスマーケット暗号ソフトウェアは、”EI”及び”NS”規制から除外される。このソフトウェアは ECCN 5D992. c. に番号分類される。EAR § 742. 15 (b) を参照のこと。

関連定義：5D002. a は、”情報セキュリティ”を確実にするためにデジタル又はアナログ技術を用いた”暗号処理”を使用するように設計又は改造した”ソフトウェア”を規制する。

品目：

- a. 5A002 で規制される装置又は 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”開発”、”製造”又は”使用”のために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”；
- b. 5E002 で規制される”技術”を支援するために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”；
- c. 特別な”ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 5A002 で規制される性能を有する”ソフトウ

ウェア”又は5A002で規制される装置の機能を実現する若しくは機能をシミュレーションする”ソフトウェア”;

c. 2. 5D002. c. 1で規制される”ソフトウェア”を検定するための”ソフトウェア”。

d. ”ソフトウェア”であって、当該プログラムを用いることによってのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの。

5D992 5D002 で規制されない”情報セキュリティ”ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可例外

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

規制品目リスト

単位：\$値

関連規制：このエントリーは、例えばウイルスのような悪意のあるコンピュータ被害から保護するように設計又は改造した”ソフトウェア”であって、”暗号”の用途が認証、デジタル署名及び/又はデータ又はファイルの復号に限定されるものについては規制しない。

関連定義：なし

品目：

a. 5A992. a. 又は 5A992. b で規制される装置の”開発”、”製造”、又は”使用”のために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”。

b. 5A992. a. 若しくは 5A992. b で規制される性能を有する”ソフトウェア”又は 5A992. a. 若しくは 5A992. b で規制される装置の機能を実現する若しくは機能をシミュレーションする”ソフトウェア”。

c. EAR § 742. 15 (b) に従って BIS が暗号登録を受理した”ソフトウェア”、又は EAR § 742. 15 (b) に従ってマスマーケット暗号ソフトウェアであると番号分類された”ソフトウェア”。

E. 技術

5E002 ”技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）5A002 若しくは 5B002 で規制される装置、又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”開発”、”製造”又は”使用”に係る”技術”であって、General Technology Note の対象となるもの

許可要求事項

規制理由：NS、AT、EI

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002 又は 5D002 5D002. a 若しくは 5D002. c において EI 理由で規制される貨物又は”ソフトウェア”の”開発”、”製造”又は”使用”に係る”技術”に適用される。

EAR § 742. 15 を参照のこと。

許可要求事項の注釈：当事者が、米国内で取得した”技術”又は米国原産の”技術”のいずれかを取り入れた或いは別な形態で利用した技術援助を実施又は提供する場合、そこで”技術”の譲渡が生じる。

そのような技術援助が、ECCN 5A002 又は 5D002 5D002. a 若しくは 5D002. c において”EI”理由で規制される暗号貨物又はソフトウェアの”開発”又は”製造”において援助する意図をもって与えられた場合、そのような技術援助は、たとえ、実行される基礎をなす暗号アルゴリズムが、パブリックドメイン [それでも許可なく使用できる状態] からのもの又は米国原産でないものであっても、EAR のもとに認可を必要とする場合がある。

許可例外

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

ENC: 特定の EI で規制される技術については Yes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

単位：なし

関連規制：5E992 についても参照のこと。このエントリーは、ECCN 5A002 の関連規制欄若しくはは Technical Notes において規制から除外される装置の”使用”のために”必要な”技術”又は ECCN 5A002 において規制から除外される装置に関連する”技術”については、規制しない。この”技術”は、ECCN 5E992 に番号分類される。

関連定義：なし

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに記載されている。

a. 5A002 若しくは 5B002 で規制される装置又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”開発”、”製造”、又は”使用”に係る”技術”であって、General Technology Note の対象となるもの。

b. ”技術”であって、当該技術を用いることによってのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、又はこれを超えることを可能にするもの。

**5E992 “情報セキュリティ”技術”であって、
General Technology Note の対象となるもののうち、
5E002 で規制されないもの**

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可例外

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

規制品目リスト

単位：なし

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. 5A992. a で規制される装置、5A992. b で規制される“情報セキュリティ”若しくは暗号論理装置又は5D992. a. 若しくは b. で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”であって、他のエントリーで規制されていないもの。

b. 5A992. c. で規制されるマスマーケット貨物又は5D992. c. で規制されるマスマーケット”ソフトウェア”の使用に係る“技術”であって、他のエントリーで規制されていないもの。

EAR99 EAR 対象品目であって、この GCL のカテゴリー一又は GCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。